

地域のためにできること ～「地域づくり活動支援事業補助金」～



（町の現状）
町には、75の地区があります。かつて、1万7千人いた町の人たちも、現在は、8,708人（H26.3.31日時点・町民課調）とほぼ半分の人口になっています。

さくらまつり（釜淵6）

●地域づくりが必要な理由

町の人口は、年々減ってきている現状にあります。人口が減ってきたら、地域の活気までなくなっていくのは、寂しいものです。地域の活気は、そこで暮らす人々の交流から生まれます。

今、防災対策が注目される中で、災害や犯罪が発生した場合、地域の交流が希薄になると協力して行動することができなくなり、思わぬ大惨事に発展することもあります。「住み慣れた地域の中で、こころ豊かに安心して暮らしたい。」誰もが感じる思いを持続可能なものにしていくためには、相互に支え合える地域となる必要があります。

●補助金を使って地域づくりをするコツ

町では、各地区の共同作業や地域行事、伝承文化等の地域づくりを行う地区に「地域づくり活動支援事業」として補助金を支給しています。

実は、この補助金の中で言っている「地域づくり活動」

はとっても簡単です。既存の行事を継続していくことも地域づくりです。この補助金を使うには、少し工夫すれば大丈夫。難しく考えずに、小さな一歩から始めましょう。「自分たちの地域を良くしたい。」という気持ちで、魅力ある地域、ひいては町の活性化に繋がります。

●事業の実施状況について

平成25年度においては、52地区が取り組み、町は、総額260万円の補助をしました。下記には、取り組み事例を紹介していますので、参考にしてみてください。

今年度に入って、さっそく申請書を提出している地区があります。5月12日現在で、その数23地区です。町では、地域のために頑張っている地区を応援します。ぜひ、この事業を利用して、さまざまな年齢層が交流する地域、明るく魅力のある地域づくりをしてみてはいかがでしょうか。取り組みでない地区でもお気軽にご相談ください。

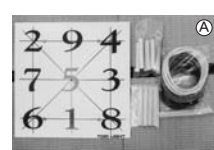
取り組み状況を ご紹介

①健康づくり・生きがい対策

・〇〇大会開催の際
景品代、用具借上げ代、用具購入代、レクレーション用テント

②美化環境整備対策

・地区内消毒の際
薬代、機械借上げ代
・草刈作業の際
ブッシュの刃購入代、ブッシュの燃料代
・花の植栽の際
花の苗代、肥料代、マルチ代



A.生きがい対策・輪投げ（新橋通り）
B.カラオケセット（釜淵4）
C.花の植栽（三滝）

私たちの取り組みを教えます！

記者：この度は、取材協力ありがとうございます。さて、田郎では、この補助金をどのようなことにお使いになりましたか。

佐藤さん：田郎では、河川清掃と一緒に、年2回林道の草刈りを行いますので、ブッシュの燃料と刃を購入して配布しました。ブッシュを使わせていただいた方の刃や燃料等の消耗品を地区が負担できるというのは、ありがたいです。記者：その他、どんなことに取組まれましたか。

佐藤さん：公民館のペンキ塗りをして、補助金でペンキを購入しました。ペンキを塗り替えただけでも地区が明るくなったような感じがします。みんな協力して行うから話も生まれるし、達成感も味わえます。

記者：よくある地域の行事を少し工夫して取り組まれましたね。この補助金を使って良かったと思う点を教えてください。

地区：田郎
代表：佐藤藤男さん

田郎地区区長。区長会理事、最上地区交通安全協会真室川町支部副支部長、保護司等多くの役職を担う。自衛隊出身。相撲と地域をこよなく愛し、地域づくりに尽力している。



なってきた状況です。なかなか、費用が捻出できずに行えなかったペンキ塗りや、毎年行っている行事を少しパワアップして地区の皆さんが参加しやすい形にできたので大変ありがたかったです。記者：今、行っているものを工夫して取り組みやすくすることができました。ありがとうございました。

●地域づくり活動支援事業の流れ

- ①地区でどんなことをするかを話し合います。
- ②申請書を作成します。（申請者は、地区の代表者でお願いします。）
- ③事業を行う前に、町に申請書を提出します。
- ④町が申請書を受領・審査した後、各地区が指定する口座に補助金が振り込まれます。（振込日については、決定通知とともにお知らせします。）
- ⑤事業を実施します。写真を1〜3枚程度残します。領収書は忘れずにもらいます。
- ⑥すべての事業が終了したら、実績報告書・写真1〜3枚、領収書のコピーを提出します。遅くても、平成27年の3月末日までには提出するようにしましょう。

※補助率は補助対象経費の10/10補助（100%）で補助限度額は単年度5万円、補助が受けられます。

※町全体で地域をより良くするための事業です。町内で調達できるものは、町内の商店を利用するようにしましょう。

※修理費でも地区の皆さんが共同作業で行うものは該当になりませんが、大工さんや工事業者さんに頼むような本格的な修理事業は、この事業に該当しません。

●対象となる経費

講師謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、使用料、賃借料、通信費、運搬費、修繕費、備品購入費（事業専用備品）

●対象とならない経費

飲食費（弁当、お酒、料理の材料代）、賃金・日当・委託料（草刈作業、除雪作業、土木建築作業等）、神事仏事に要する費用（お神酒、玉串料、お供え物）

●お問い合わせ先：真室川町企画課企画調整担当 ☎62-2111（内線223）



D.地区名入り防寒具（新田平岡）
E.消火栓の雪囲い（大平）
F.出店アイス（内町）



⑤その他の共同作業
・公民館駐車場整備
・ブラックバス捕獲用網

④子どもや高齢者の見守り活動

・高齢者宅の除雪の際
除雪機の燃料代、除雪機借上げ代、除雪用具購入代

⑤その他の共同作業
・公民館駐車場整備
・ブラックバス捕獲用網

③地域行事・伝統行事

・お祭りの際
子ども神輿の材料代、法被クリーニング代、写真代
・おさいどの際
わら代、除雪機燃料代、除雪機借上げ代
その他
まつり出店（金魚・アイス等）代、カラオケ借上げ代